

令和2年6月9日
原子力規制委員会

【概要書】

令和元年度原子力規制委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和元年度原子力規制委員会年次報告について

令和 2 年 6 月
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会年次報告

○原子力規制委員会の所掌事務の処理状況については、原子力規制委員会設置法第 24 条において、国会へ毎年報告しなければならない旨が規定されている。

2. 年次報告の目次

第 1 章	原子力規制行政に対する信頼の確保
第 2 章	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
第 3 章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
第 4 章	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
第 5 章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
第 6 章	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化
資料編	

【参考】原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）

第 24 条

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

令和元年度の主な取組

(1) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施と規制制度の継続的改善

東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可、関西電力美浜発電所の新規制基準適合に係る保安規定変更認可、九州電力玄海原子力発電所3号炉及び4号炉並びに関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可を行った。また、原子力施設に係る審査全般の改善として、申請・審査漏れの防止対策や、審査の進捗の全体像を把握する仕組み作りなどを行った。

規制制度の継続的改善として、ピット処分及びトレンチ処分に係る施設及び放射性廃棄物に関する要求性能の明確化に関する規則等の改正、クリアランスに係る合理的な確認方法に関する審査基準の制定、輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた発電所サイト内貯蔵の基準の合理化を図るための関連する規則等の改正等を行った。また、特定放射性同位元素の防護に関する規制を令和元年9月に施行した。

(詳細は、第2章第1節、第2節、第5節、第4章第1節に記載)

(2) 新たな検査制度の本格運用に向けた法令類の整備や試運用の実施

令和2年度からの新たな検査制度の施行に向けて、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定を行った。また、平成30年10月から開始した試運用について、令和元年10月からはあらゆる原子力施設において、検査の実施に加え、検査の指摘事項に対する重要度評価や、プラントの総合的な評定等を含め、リスク重視で行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度の全体的な運用の精査を行うなど、新たな検査制度の本格運用に向けた最終的な準備を進めた。

(詳細は、第2章第3節に記載)

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から積極的な監視・指導を行っている。

令和元年度は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、東京電力福島第一原子力発電所事故についての継続的な分析(以下「事故分析」という。)に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備するとともに、3号機原子炉建屋内部調査等の現場調査等の実施、事故分析検討会の開催等を行った。

(詳細は、第3章第2節に記載)

(4) 原子力災害対策の充実

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法など、原子力災害時の防護対策を円滑に実施するため、令和元年7月3日に原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正した。また、原子力事業者防災訓練の結果見いだされた緊急時活動レベル(EAL)に関する課題に対応するため及び核燃料物質等の輸送時の災害対策の円滑な実施を確保するための国の役割を明確にするため、令和2年2月5日に同指針を改正した。

(詳細は、第6章第1節に記載)

(5) IRRSフォローアップミッションの受入れ

令和2年1月14日から21日まで、平成28年に受け入れた国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)のフォローアップミッションを受入れ、平成28年のIRRSミッションでの勧告・提言に対する取組状況の確認と、放射性物質の陸上輸送規制に対する評価が行われた。

その結果、平成28年のIRRSミッションで受けた13の勧告と13の提言のうち、新検査制度の導入などにより10の勧告と12の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。原子力規制委員会では、引き続き取り組むべき課題や、フォローアップミッションの実施を経て明らかとなった課題について、対応策を検討し、その実行に取り組むこととしている。

(詳細は、第1章第2節に記載)